

税制上の優遇措置

共同募金会への寄附は、税制上の優遇措置が適用されます。

共同募金会は、税制上、寄附に対する「優遇措置の対象団体」になっています。
共同募金の行う事業が、社会福祉法によって位置づけられ、社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

個人の場合

寄附金が2千円を超える場合、所得税 および 住民税 に係る寄附金控除の対象となります。

【所得税に係る寄附金控除】

所得控除 または **税額控除** のいずれかの方法を選択し、所得税の控除を受けることができます。

所得控除 の場合

所得控除とは、その年分（1月～12月）の課税対象になる所得から、該当する額が控除されることをいいます。

$$\text{税額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} *$$

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} (\text{年間所得の40\%を限度とする額}) - 2\text{千円}$$

(例) 1万円の寄附を行う場合、寄附金額から2千円を差し引いた8千円が課税対象所得から差し引かれることとなります。

* 税率は、年間の所得金額によって異なります（5%～40%）。所得税率は、国税局のホームページなどでご確認ください。

税額控除 の場合

税額控除とは、納付すべき所得金額から、該当する金額が控除されることをいいます。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄附金額} (\text{年間所得の40\%を限度とする額}) - 2\text{千円}) \times 40\%$$

* 税額控除額は、その年分の所得税額25%が限度

(例) 1万円の寄附を行う場合、寄附金額から2千円を差し引いた8千円に40%を乗じた3,200円が税額控除となります。

【住民税に係る寄附金税額控除】

税額控除

所得控除とは、納付すべき個人住民税の額から、該当する金額が控除されることをいいます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税とは異なり、寄附先の協同募金会の所在する都道府県内に住所を有している必要があります。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄附金額} (\text{年間所得の30\%を限度とする額}) - 2\text{千円}) \times 10\%$$

(例) 1万円の寄附を行う場合、寄附金額から2千円を差し引いた8千円に10%を乗じた800円が税額控除となります。

留意点

- 1 確定申告期限内（その年分の翌年の2月16日から3月15日まで）に共同募金会発行の領収書を添えて税務署に申告してください。
- 2 所得税の税額控除を受けるためには、確定申告の際に、共募金会発行の領収書と「税額控除に係る証明書（写）」*の提出が必要です。

*「税額控除に係る証明書（写）」は、裏面を切り取って使用してください。

法人の場合

共同募金会への寄附金は、全額損金算入となります。

全額損金算入

一般の寄附金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。しかし共同募金会に対する寄附金（赤い羽根共同募金及び受配者を指定して行う寄附金※）は、財務省が「指定寄附金」の対象としていますので、損金算入限度額がなく、その寄附金の全額が損金算入されます。

法人の決算期の終了後、共同募金会発行の領収書を添えて税務署に申告してください。

※受配者を指定して行う寄附金等については、下記にお問合せください。



社会福祉法人 京都府共同募金会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都7F）
TEL 075-256-9500 FAX 075-256-9505
メール：kyoto-akaihane@akaihane-kyoto.or.jp
URL：https://akaihane-kyoto.or.jp

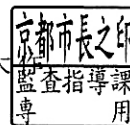
* 個人所得税の税額控除を受ける場合の「税額控除に係る証明書(写)」は、下部を切り取って使用してください。



京都市指令保福監第5号
令和4年4月14日

社会福祉法人京都府共同募金会
会長 小石原 範和 様

京都市長 門川 大



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年4月17日から令和9年4月16日まで